|  |  |
| --- | --- |
| **開発行為許可申請の流れ** | |
|  | |  | | |
| **・開発行為事前協議書** | | 都市整備課建築係へ提出  提出部数は関係各課の数により異なります。 | | |
|  |  | 日程を調整して、関係各課を集めて開催  事業者側による事業内容の説明及び協議を行う。  協議録を作成すること。  協議会での指摘事項等について、個別に関係各課と協議を行う。協議の内容について、協議経過書を作成すること。  　　 都市整備課建築係へ　提出部数は２部  事前協議会の協議録及び関係各課との協議経過書を添付すること。 | | |
| **・開発事前協議会の開催** | |
|  |  |
| **・都計法第３２条協議**  **（同意）書** | |
|  |  | 関係各課へ合議 | | | |
| **・都計法第３２条同意** | |
|  |  | 同意書発行 |  | | |
|  |  |  |  |
| **・都計法第２９条許可申請** | | 同意書添付し都市整備課建築係へ  市から県へ進達 | | |

※開発行為の内容や規模により、事前協議書の提出及び事前協議会の開催を省略する場合もあります。

　省略した場合は、都市整備課建築係に事前協議書を１部提出の上、個別に関係各課と協議を行い、その協議経過書を添付の上、３２条協議書を提出するようにしてください。